

〈七十七〉

遺言信託



あなたの思いが未来へ続く
それが〈七十七〉遺言信託です

あなたの想い、伝えていますか

築き上げてきた大切な財産を大切な人に引き継ぐ「相続」。

なんとなく後回しにしていますが、相続の準備は元気なうちにしか行うことができません。

大切な財産を、ご自身の「遺言」という形で引き継いでいきませんか。

「遺言」は相続手続きをスムーズにするとともに、大切なご家族へ「想い」を伝えるメッセージでもあります。

「遺言」は大切な家族への思いやりです

誰もが、円満な遺産相続を願っています。

ところが、いざ相続が発生したとき、思わぬトラブルが発生することは、少なくありません。

遺言書がない場合、財産の分け方を決める遺産分割協議が必要です。

しかし、どうしても協議がまとまらない場合には、家庭裁判所に調停を申し立てるケースもあります。

遺言書は、遺されたご家族がこうした思わぬトラブルに巻き込まれることを防ぐ、重要な役割を果たします。

「遺言」は法定相続より優先されます

民法では「法定相続割合」というルールを定めていますが、これは遺言書がなかった場合の財産の分け方の基準です。遺言書という形で遺されたご意思は、法定相続より優先されます。

1 法定相続分とは異なる配分が可能です。

長年連れ添った配偶者に多くの資産を遺したいなど、遺言書で法定相続分とは異なった配分をすることが可能です。
(ただし「遺留分」には注意が必要です)※法定相続人の法定相続分および遺留分についてはP11を参照してください。

2 財産の具体的な配分の指定が可能です。

長年住み慣れたご自宅を配偶者に、その他の預貯金を他のご家族に、また事業の後継者に一定の財産を引き継がせたいなど、それぞれの事情にあった財産配分を遺言書で指定することが可能です。

3 法定相続人以外の個人や自治体、法人などに財産を遺すことが可能です。

かわいいお孫さんや親身に世話をしてくれた友人など、法定相続人以外の方に財産を遺すことも遺言書により可能です。
また、地域社会のために遺産を役立てたいとお考えの方も、遺言書により寄付することが可能です。

4 大切なご家族へ、メッセージを遺すことが可能です。

遺言書の最後に、付言事項というメッセージを遺すことができます。これまでの家族への感謝の気持ち、遺言書作成にあたっての想いなどを伝えることが可能です。

相続について、 このようなお悩みはありませんか？

円滑な相続手続きを実現し、円満な家族関係を維持したい

- 配偶者や子どもたちに遺す財産を決めておきたい。
- 夫婦に子どもがなく親もいないので、全財産を配偶者に遺したい。
- 配偶者が生涯安心して自宅に住めるように、自宅は配偶者に遺したい。 など

実情に合わせた財産配分をしたい

- 会社を引き継がせる子どもに株式の大半を遺したい。
- 老後の面倒をみてくれる子どもに多く遺したい。
- 障がいのある子どもが安心して生活できるよう考慮しておきたい。
- 主たる財産が不動産であるため、法定相続分で分けるのが難しい。 など

法定相続分と異なる財産配分をしたい

- 法定相続人ではない孫にも遺したい。
- お世話になっている子どもの配偶者にも財産を遺したい。
- 社会貢献のために寄付したい。 など

配偶者や子どもたちの負担を軽減してあげたい

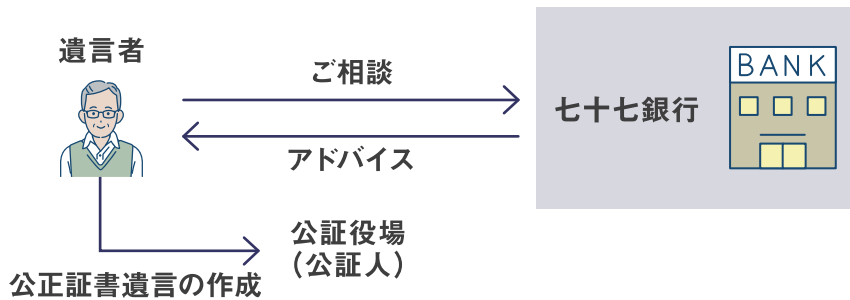
- 金融機関との取引数が多い。
- 遺産分割協議で苦勞をかけさせたくない。
- 煩雑な相続手続きの負担を軽減してあげたい。 など

七十七銀行では、
お客さまとご家族さまのために、
「想い」を未来につなぐお手伝いをします。



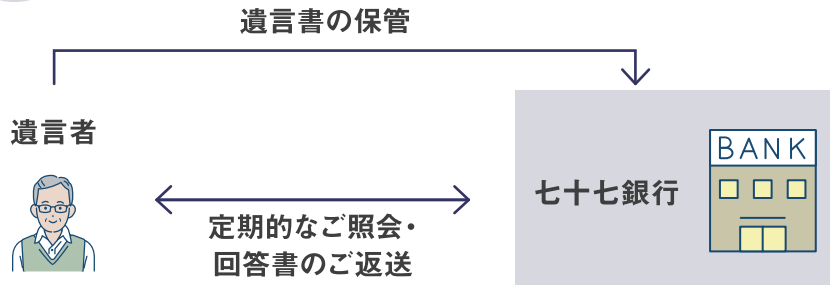
〈七十七〉遺言信託の概要

1 遺言書の作成支援



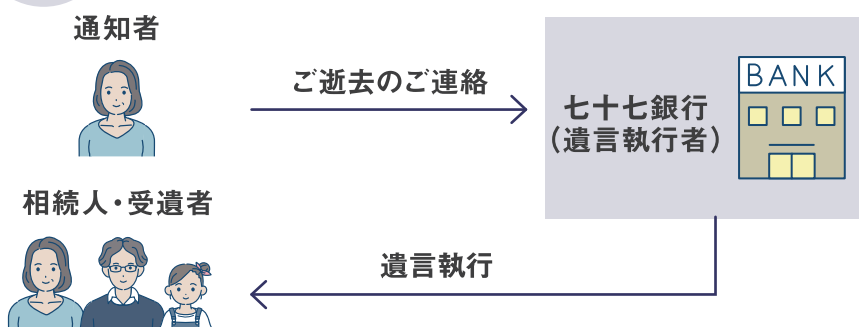
- 対象財産・ご家族の状況・財産分割のご意向等を確認のうえ、遺言内容についての相談をお伺いし、遺言書作成のアドバイスをします。
- 公正役場で公正証書遺言を作成いただきます。

2 遺言書の保管と管理



- 公正証書遺言の正本を、相続開始までの間、七十七銀行でお預りします。
- 遺言書の保管期間中は、遺言内容について変動がないか、定期的にお伺いします。

3 遺言執行(相続手続き)



- 遺言者がご逝去の際には、あらかじめご指定いただいた通知者からご連絡をいただき、遺言書に基づき、当行が「遺言執行者」として、相続手続きを行います。
- 遺言書の内容をご家族に代わって実現します。

遺言の方式とその比較

	公正証書遺言	自筆証書遺言	
		保管制度※1利用あり	保管制度※1利用なし
作成時	遺言者が公証役場に出向く (公証人※2の出張制度あり)	作成後、遺言者が 法務局に持参 (形式等を確認)	どこにも出向く 必要なし
作成方法	公証役場で遺言内容を口授、 公証人が作成 (署名・捺印要)	全文を自書 (署名・捺印要) 財産目録を添付可能※3	全文を自書 (署名・捺印要) 財産目録を添付可能※3
保管場所	公証役場(原本) 遺言者等(正本・謄本)	法務局	遺言者他
証人	2名以上必要※4	不要	不要
手数料	必要	必要	不要
検認	不要	不要	必要
長所	● 公証人が作成するので手続き上無効になるおそれがない。 ● 偽造、変造、紛失、隠とくの危険性がない。 ● 家庭裁判所の「検認」が不要。	● 自分一人で作れるので費用がおさえられる。 ● 作成替えが容易。	
短所	● 立会い証人が2名以上必要。 ● 公正証書作成費用がかかる。	● 内容が不明確になりがちで、後日トラブルが起こるおそれがある。 ● 偽造、変造、紛失、隠とくのおそれがある(保管制度を利用しない場合)。 ● 遺言が無効になるおそれがある。	

※1 「法務局による自筆証書遺言書の保管制度」を利用する場合は法務局が形式上の不備のないことを確認した遺言書を保管することとなり遺言書の検認が不要とされます(保管制度の利用には費用が発生します)。なお、法務局での確認は遺言書の法的な有効性などの内容まで審査される仕組みとはなっていないため、留意が必要です。

※2 公証人は、国から任命された法律の専門家です。

※3 自書によらない財産目録を添付する場合は、目録の毎葉に署名・捺印が必要です。

※4 公正証書遺言では、推定相続人・受遺者などは証人になることができません。

〈七十七〉遺言信託の流れ

【遺言者・七十七銀行】遺言書の作成

1

事前のご相談

遺言をご検討されるにあたってのご意向・相続人・受遺者、対象となる財産について十分に確認のうえ、遺言者さまの生涯設計なども考慮した資産承継対策の全般にわたってのアドバイスをします。

2

遺言書案の作成

遺言書の内容について、遺言者さまと打ち合わせを行い、遺言書案作成のアドバイスをします。

3

〈七十七〉遺言信託のお申込み

打ち合わせの結果、遺言書の内容が決まりましたら、お申込みいただきます。また相続開始の際に、七十七銀行にご連絡をいただく通知者をお申込時にご指定いただきます。

4

公証役場での公正証書遺言作成

事前のご相談に基づき公証役場にて公正証書遺言を作成いただきます。

5

〈七十七〉遺言信託のご契約

公正証書遺言の作成後、「遺言信託に関する約定書」を締結します。公証役場で受領した正本を相続開始までの間、七十七銀行でお預かりします。

6

保管中の定期的なフォロー

定期的に財産の異動、相続人・受遺者・通知者の住所変更や異動の有無などを照会します。必要に応じて、公正証書遺言の変更をご提案します。

【七十七銀行】 遺言書の 保管と管理

7

相続開始の通知

あらかじめお届けいただいた通知者の方から、ご逝去のご連絡をいただきます。

通知者

77 BANK 七十七銀行

8

遺言書の開示と遺言執行者への就職

すみやかに遺言書の内容を相続人・受遺者の皆さまにご開示のうえ、七十七銀行が遺言執行者に就職します。

9

遺産の調査・財産目録の作成

相続人の皆さまにご協力いただき、遺産や債務を調査し、判明した相続財産について財産目録を作成します。また相続人の皆さまが保管されている登記済証（登記識別情報）・通帳・株券等をお預かりします。

10

所得税、相続税等の納税資金準備のアドバイス

被相続人の財産内容等により、相続開始後4か月以内に準確定申告、10か月以内に相続税申告が必要となる場合があります。
納税資金の準備についてアドバイスをします。

11

財産の相続手続き

遺言書に基づき、預貯金や有価証券等の換金・名義変更、不動産の名義変更手続き等を行います。

12

遺言執行完了のご報告

上記11までの手続きが完了した後、相続人・受遺者の皆さまに遺言執行の完了を報告します。

執行完了後も

七十七銀行は、ご相続人等の皆さまにも世代やライフイベント等によって変化するさまざまな課題に応じたコンサルティングをご提供します。

〈七十七〉遺言信託の諸費用 (すべて消費税込)

遺言信託では、手数料のお支払い方法をプラン80とプラン30からご選択いただきます。

プラン80 特徴：お支払い総額を抑えたプランです		
① 基本手数料： 880,000円	② 遺言書保管料： 無料	③ 遺言変更手数料： 55,000円
④ 遺言執行報酬：A、Bの計算を行った合計額から1,100,000円を差し引いた金額とします。 (最低報酬は上記算出額に関わらず、550,000円とします)		

プラン30 特徴：ご契約時のお支払い額を抑えたプランです		
① 基本手数料： 330,000円	② 遺言書保管料： 無料	③ 遺言変更手数料： 55,000円
④ 遺言執行報酬：A、Bの計算を行った合計額とします。 (最低報酬は上記合計額に関わらず、1,210,000円とします)		

- A 「七十七銀行」が預かり、または受託している預金、信託、販売した投資信託等、ならびに「七十七証券」が保護預かりしている株式、債券、投資信託等の有価証券等の執行対象財産評価額に対して・・・0.33%
- B 上記A以外の執行対象財産評価額に対して
- | | |
|-----------|-------|
| 1億円以下 | 1.65% |
| 1億円超3億円以下 | 1.10% |
| 3億円超 | 0.55% |

※執行対象財産の評価例

- ① 不動産：税理士等が相続税評価額を算出している場合、相続税評価額とします。それ以外は固定資産税評価額とします。
- ② 金融資産：各金融機関が発行した証明書に記載されている金額とします。
(口数や基準価額の表示のみの場合はそれらを乗じた金額とします。)

●プラン80とプラン30の比較 財産額が2億円の場合(うちAの部分が1億円の場合)

プラン80の場合					
基本手数料					880,000円
遺言執行報酬の計算	執行対象財産評価額	料率			
A 「七十七銀行」および「七十七証券」にて契約中の部分	1億円	×	0.33%	=	330,000円
B 1億円以下の部分	1億円	×	1.65%	=	1,650,000円
差引額					▲1,100,000円
合計					1,760,000円
プラン30の場合					
基本手数料					330,000円
遺言執行報酬の計算	執行対象財産評価額	料率			
A 「七十七銀行」および「七十七証券」にて契約中の部分	1億円	×	0.33%	=	330,000円
B 1億円以下の部分	1億円	×	1.65%	=	1,650,000円
合計					2,310,000円



●その他諸費用

次の諸費用をはじめ、遺言書の作成および遺言執行手続きに必要な実費はお客さまのご負担になります。

ご注意点

当行取り次ぎにより司法書士、税理士等の専門家へお客さまから手続きを依頼された場合、当行との契約にかかわらず当該手続きにかかる費用・報酬が必要となります。

○遺言作成時

- ① 公正証書作成に関する費用
- ② 戸籍謄本等の取り寄せにかかる費用

○遺言執行手続き等

- ① 不動産の相続登記にかかる登録免許税および司法書士報酬などの費用
- ② 戸籍謄本、固定資産税評価証明書等の取り寄せにかかる費用
- ③ 預貯金等の残高証明書等発行手続きの費用

下記業務は当行ではお取り扱いできません。必要に応じて専門家にご相談ください。

(別途お客さまの費用負担となります。)

○税務相談や税務申告(相続税申告等)にかかる税理士業務

(ご希望がある場合は、税理士を紹介します。)

○相続人間の法的紛争にかかる調停等の弁護士業務など

※紛争となった場合には、七十七銀行は遺言執行者に就職しません。

＜ご参考＞ 公証人手数料

・公証人手数料令より抜粋。詳細は公証役場にお問い合わせください。

・各相続人(受遺者)が取得する財産ごとに下記手数料を計算し、各人の合計額が作成手数料となります。

※消費税はかかりません。

目的の価額	手数料
100万円以下	5,000円
100万円超 200万円以下	7,000円
200万円超 500万円以下	11,000円
500万円超 1,000万円以下	17,000円
1,000万円超 3,000万円以下	23,000円

目的の価額	手数料
3,000万円超 5,000万円以下	29,000円
5,000万円超 1億円以下	43,000円
1億円超 3億円以下	43,000円に 超過額5,000万円ごとに 13,000円を加算
3億円超 10億円以下	95,000円に 超過額5,000万円ごとに 11,000円を加算
10億円超	249,000円に 超過額5,000万円ごとに 8,000円を加算

● 全体の財産が1億円以下の場合は、上記手数料に遺言書1通につき11,000円加算 ● 公正証書正本または謄本の交付手数料、用紙1枚につき250円

● 遺言書の取り消し(全部撤回または一部撤回)の証書作成費手数料は11,000円

必要書類

遺言書作成にあたっては事前にご相談ください。当行の専門スタッフがお手伝いします。その際、下記の必要書類をご用意ください。

遺言書の作成にあたり必要な主な書類

■ ご記入いただく書類

ご相談時	商品説明書兼事前相談申込書（本人確認資料をご用意ください）
------	-------------------------------

■ ご用意いただく書類

遺言者に関するもの	改製原戸籍謄本（全部事項証明書）、戸籍謄本 ※（全部事項証明書）※出生日以降すべて
推定相続人に関するもの	戸籍謄本、戸籍の附票または本籍地記載のある住民票
受遺者に関するもの	住民票（法人の場合は登記事項証明書などの確認資料）
不動産に関するもの	不動産登記簿謄本（登記事項証明書）、固定資産評価証明書、名寄帳、所在地図、公図、不動産賃貸借契約書、その他不動産関係資料
その他の財産	預貯金・有価証券・火災保険証券、ゴルフ会員権等、その他保有資産に関する資料

（戸籍謄本の取得や相続登記等、専門家の司法書士等へご依頼になる場合には、別途、委任状等が必要となります。）

遺言書の保管にあたり必要な書類

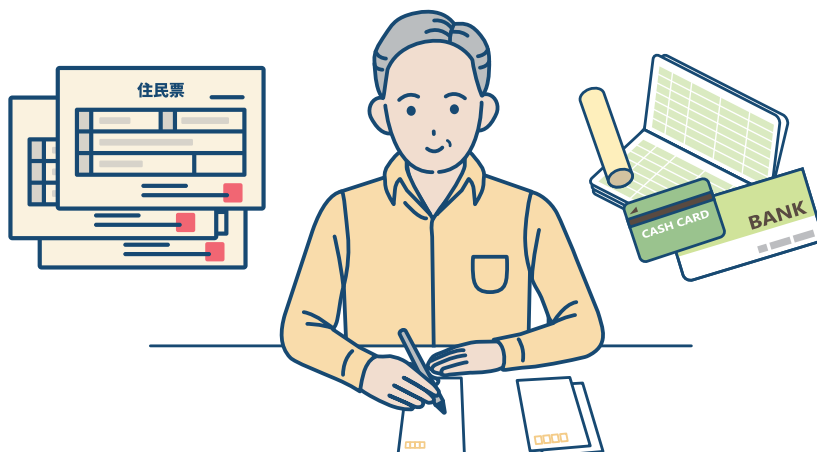
■ ご記入いただく書類

主なご契約書類 （当行所定の書類）	遺言信託に関する約定書
	通知者承諾書（「通知者」の押印が必要となります）

■ ご用意いただくもの

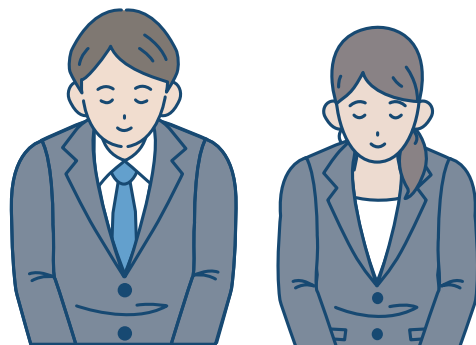
ご契約時	公正証書遺言正本
	印鑑証明書
その他	ご実印、通帳、お届出印

（公正証書遺言の作成にあたり、別途、公証役場にて印鑑証明書等の書類が必要です。）



お引受けの範囲

〈七十七〉遺言信託で、
お引き受けできる範囲は以下の通りです



■ 原則として、当行を遺言執行者とする公正証書遺言とします。

■ 当行がお引き受けできる遺言執行の範囲は、財産の処分に関する事項・
相続に関する事項に関するものに限られています。

※身分に関する事項は、遺言執行手続きの対象外です。

■ 遺言の内容によってはお引き受けできない場合もありますので、
ご相談ください。

■ 遺言執行の対象となる財産は、遺言者が相続開始時に
日本国内に有する財産とし、遺言の内容にしたがって
当行が執行できる範囲に限ります。

※なお、債務に関する相続手続きは、遺言執行手続きの対象外です。

■ 当行は、遺言執行者に就職する前にすでに法的紛争が生じる等、
遺言執行業務を遂行することが著しく困難であると
認められる場合には、遺言執行者に就職しない場合があります。

指定紛争解決機関（金融ADR制度）について

当行の契約する指定紛争解決機関
（金融ADR制度）

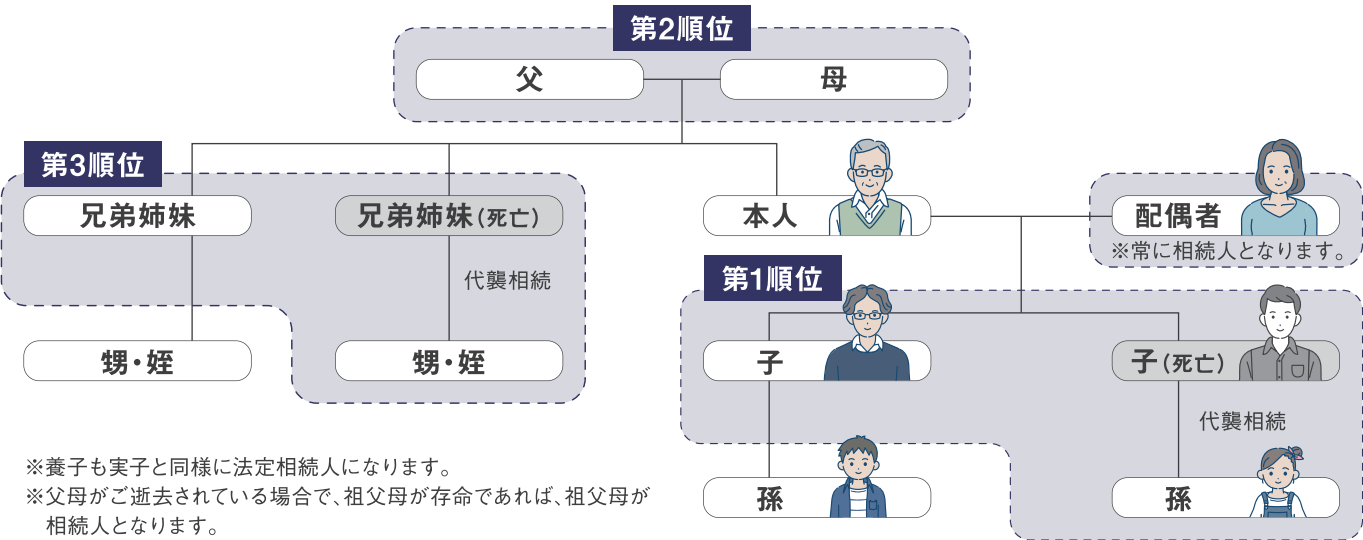
● 一般社団法人信託協会

連絡先：信託相談所

電話番号：0120-817-335 03-6206-3988

法定相続人と法定相続分 遺留分・代襲相続

民法上、相続人となる人は定められています。また、相続割合についても定められています。



相続人	法定相続分	遺留分
配偶者と子	配偶者：1/2 子：1/2	配偶者：1/4 子：1/4
配偶者と父母	配偶者：2/3 父母：1/3	配偶者：1/3 父母：1/6
配偶者と兄弟姉妹	配偶者：3/4 兄弟姉妹：1/4	配偶者：1/2 兄弟姉妹：なし
配偶者のみ	全部	1/2
子のみ	全部	1/2
父母のみ	全部	1/3
兄弟姉妹のみ	全部	なし

※子・父母・兄弟姉妹がそれぞれ2人以上いるときは、均等に分けます。

遺留分制度とは

遺留分とは、一定の相続人が相続時に法律上取得することが保証されている相続分のことをいいます。この遺留分を生前贈与や遺贈で侵害しても、法律上無効とはなりません。遺留分の権利のある相続人は、生前贈与または遺贈を受けた人に対して、その侵害された部分を請求することができます。

代襲相続人とは

被相続人の子ども・兄弟姉妹が相続開始前にご逝去されている場合には、被相続人の子どもの子ども＝孫、被相続人の兄弟姉妹の子ども＝甥姪が相続人となります。この孫甥姪等を代襲相続人といいます。代襲相続人の法定相続分は、相続人である親の法定相続分を代襲相続人の人数で割ったものとなります。

特別受益とは

被相続人から婚姻、養子縁組のため、もしくは生計の資本としての生前贈与等、特別な利益を受けた相続人がある場合は、相続人間で公平を図るため、その利益分を相続財産に加えて遺産分割を行う制度です。

本内容については、2023年3月末現在の情報をもとに七十七銀行が作成したものです。法令等により内容が変更になる場合があります。